税改正について。

問税務課町民税係
【☎028（677）6013】

今年の税制改正では「定率減税の縮小」、「三位一体改革の一環として国から地方への税源移譲に伴う住民税率の改正」の２つが個人所得に影響を与えるものとしてポイントとなります。

税源移譲による税率改正では住民税が増え、所得税が減ることによる負担変動は基本的にありません。しかし、同時期に定率減税が廃止されるため、税負担としては増えることになります。

■定率減税

	改正前	改正後	
		平成18年分	平成19年分
所得税	20％（上限25万円）	10％（上限12.5万円）	廃　止

	改正前	改正後
		平成19年度
住民税	7.5％（上限２万円）	廃　止

■平成19年度住民税率の改正（所得税は19年分申告から）

課税所得			改正前 税率
	～	200万円以下	５％
200万円超	～	700万円以下	10％
700万円超	～		13％

改正後
税　率
一律10％

■個人住民税の非課税措置の一部改正

昭和15年１月２日以前の出生で、前年中の合計所得が125万円以下の人に対する老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置により、平成19年度は税額の１／３が軽減されます。

社会保険料控除証明書の取り扱いについて

【国民年金料】

○国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。
○この証明書は、年末調整や確定申告で社会保険料控除の申告するために必要です。それまで大切に保管してください。
○18年分控除証明書は11月上旬に発送済みです。

問社会保険庁　控除証明書専用ダイヤル
【☎0570（00）9911】（平日９：00～17：00）
期間：平成19年３月16日まで

【国民健康保険税】

○国民健康保険税は、全額が社会保険料控除の対象です。
○世帯主または家族が税務課窓口にて申請してください。「国民健康保険税納付確認書」（無料）を発行します。
○役場にて確定申告する人（H19.2.16～）は、納付確認書は必要ありません。

問税務課　町民税係　【☎028（677）6013】

確定申告の準備はお早めに!!（申告期間２月16日～３月15日）

ウオーキング実践教室開催

～運動の楽しさ・爽快感（そうかいかん）を体で感じて、毎日継続することが
高血圧・高コレステロール・肥満の予防につながります～

12月８日、エンジョイ!ウオーキング実践教室を実施しました。多くの参加者が集まり、道の駅はがから城興寺までの往復７kmを歩きました。健康体操教室でも指導していただいている西順一先生（宇都宮大学名誉教授）を講師に迎え、毎日簡単にできる運動や正しい歩き方を実践しました。

問健康福祉課健康係　【☎028（677）6042】

＜参加者の声＞
○膝が軽くなり、正座ができるようになりました。
○冷え性や肩こりがよくなりました。
○友だちが増え、楽しい時間を過ごすことができました。
○こまめに運動する習慣ができました。
○景色や地形を楽しみながら歩くことができました。

やってみよう! 毎日簡単にできる運動

■もも上げ足ぶみ

向きを変えて10回ずつ、合計50回
（膝を腰より高く上げるとより効果的）

前向き（10回）▶右向き（10回）▶後ろ向き（10回）▶左向き（10回）▶前向き（10回）

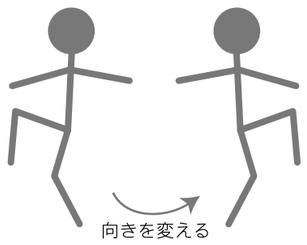

■お風呂の中で前屈
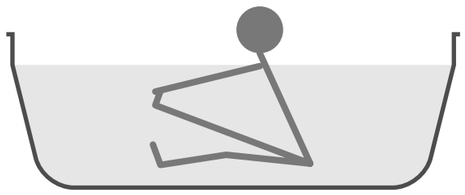
片足ずつ、つま先をつかみ10秒数える。
両足とも少しずつ膝を伸ばしていきましょう。
（毎日行うと効果的）